

令和8年 1月 20日
秋田県総務部広報広聴課

企画提案競技参加希望者様

令和8年度広報紙等による情報発信事業業務委託に係る企画提案競技実施要領等に関する質問及び回答について

No .	資料名称	該当頁	該当行	該当項目	質問内容	回答
1	【資料1】 企画提案競 技実施要領	3	8	4 (7) ア (ア) および (イ)	公平性の観点から、会 社名および会社名を推測 できるような記号・図形 などの記載は避けるべき でしょうか？	提案者名は、審査委員に公開された状態で審査を行います。 本競技を含め県が実施する多くの企画提案競技では、提案者 を匿名で審査することを要件としておらず、会社名および会 社名を推測できるような記号・図形などの記載は避ける必要 はありません。
2	【資料1】 企画提案競 技実施要領	6	14	5 (2) イ	「パソコン」の記載か ら、プロジェクターやモ ニター等に接続してのプ レゼンを想定しているで しょうか？ それとも、紙ベースの 「企画提案書」および「見 本作品」を使用してのプ レゼンが基本でしょ うか？	紙媒体での「企画提案書」および「見本作品」を使用して のプレゼンテーションで審査を行います。

3	【資料4－1】審査委員会設置要領	2	27	第5条	「企画提案書」および「見本作品」は、いつ審査員に配布されるでしょうか？事前配布の上、読み込んでから審査でしょうか？プレゼン直前に配布でしょうか？	企画提案書、見本作品及び見積書は、提出期限（令和8年2月9日午後5時）後、速やかに審査委員に配布します。
4	【資料2－1】企画提案競技仕様書	3	5	構成	県公式ウェブサイトに掲載している広報紙の各ページ・テーマごとのアクセス数は解析されていますでしょうか。計測している場合、アクセス数をご教示いただくことは可能でしょうか。	県公式ウェブサイトに掲載している広報紙の各ページのアクセス数は把握しています。各ページのアクセス数は、公表していませんが、本企画提案競技に係る資料作成のみの使用に限り、当課にご連絡いただければ個別にお知らせします。
5	【資料2－1】企画提案競技仕様書	3	5	構成	広報紙を活用した県民からのアンケートや意見募集を行う際、県の電子申請システムを利用した受付は可能でしょうか。利用可否および想定される制約事項についてご教示ください。	県の電子申請システムを利用した受付は可能です。当課職員が電子申請システムで設問を入力し回答欄などを作成します。